

令和 5 年 3 月

保護者各位

板橋区教育委員会事務局

地域教育力推進課長 河野 雅彦

(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症に伴うあいキッズ利用料の取扱いの変更について

平素から、板橋区あいキッズ事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

あいキッズでは、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）拡大防止のため、保育所同様に、学級閉鎖等による自宅待機や、本人が陽性者または濃厚接触者となった場合の自宅待機について、利用料の日割り還付を実施してきました。

一方で、国からは、現在の新型コロナ対策は、新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等についても原則開所することを要請していることから、新型コロナに係る利用者負担額の減免措置について、令和 5 年 4 月以降廃止する旨の方針が示されました。

また、令和 5 年 5 月 8 日からは、新型コロナの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ 5 類に変更されます。

以上のことを踏まえ、あいキッズ利用料についても、下記のとおり対応を変更させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更内容

現在は、①新型コロナに伴う学級閉鎖等による自宅待機要請期間、および②本人が陽性者または濃厚接触者となり自宅待機を要請された期間におけるあいキッズ利用料の日割り還付を行っていますが、新型コロナが感染症法で 2 類から 5 類に変更される令和 5 年 5 月 8 日（月）以降、上記いずれの場合においても、あいキッズ利用料の日割り還付対応は行いません。

#### 2. 令和 5 年 5 月 6 日（土）までの日割り還付対応について

令和 5 年 5 月 6 日（土）までに上記②の本人が陽性者または濃厚接触者となり、自宅待機を要請された場合は、その期間におけるあいキッズ利用料の日割り還付は行いますので、以下のとおり申請手続きをお願いします。申請がない場合、日割り還付対応をすることができませんので、申請漏れがないようご注意ください。

##### (1) 新型コロナにおけるあいキッズ利用料の日割り対象となる児童

あいキッズで有料区分（きらきらタイム A・B・S）を利用している児童のうち、あいキッズは開所しているが、陽性者または濃厚接触者となり自宅待機を要請された児童

##### (2) 日割り対象期間

令和 3 年 6 月 28 日（月）～令和 5 年 5 月 6 日（土）までの期間で、児童が陽性者または濃厚接触者となり自宅待機を要請された期間

〈裏面へ続く〉

※ただし、①自粛協力依頼期間（令和3年7月12日（月）～令和3年7月25日（日））に利用を自粛した日、②新型コロナの感染拡大に伴う学校・学年・学級閉鎖により自宅待機を要請された日は、申請なく日割りとなるため除く。

### （3）自宅待機した期間の申請方法

「新型コロナウイルス感染症用 あいキッズ利用料還付申請書」を区ホームページからダウンロード、またはご利用のあいキッズから取得し、必要事項をご記入の上、ご利用のあいキッズにご提出ください。

【ホームページ掲載場所】

トップページ 〉 板橋区教育委員会 〉 放課後や休業日の子どもを支える 〉 あいキッズ事業 〉 利用自粛に伴うあいキッズ利用料の減額の手続きについて

### （4）申請期限

原則、自宅待機を要請された期間終了後、二週間以内（申請がない場合、日割となりません。）

※令和3年6月28日（月）～令和5年3月31日（金）までの自宅待機した分については、令和5年4月7日（金）までにご申請ください。

## 3. あいキッズ利用料の計算方法

日割による当月利用料

= 月額利用料 × ( 当月平日開所日数 - [A] - [B] ) ÷ 当月平日開所日数

[A] : 自宅待機を要請された期間の平日日数

[B] : 自宅待機を要請された期間の平日日数を除く閉鎖による閉所日数

※利用時間が短い場合でも、利用した場合は1日利用の扱いとなります。

※月の途中で区分変更をした場合は、利用料の高い方で計算します。

## 4. 土曜日利用について

濃厚接触者または陽性者となり、自宅待機を要請された期間中の土曜日利用については、実際に利用した実績で利用料を決定します。既にお支払いいただいている部分については、還付いたします。

## 5. 日割りした利用料の還付予定時期

原則、還付申請書をご提出された翌月以降に還付いたします。

【お問い合わせ】

ご利用のあいキッズまで